

市内の商業施設で マイナンバーカードの申請補助サービスを実施します

市内の商業施設と日高市商工会にご協力いただき、マイナンバーカードを取得していない人を対象に、市職員が写真撮影や申請手続きの補助サービスを実施します。費用はかかりません。

期日	場所	時間
2月13日(日) 14日(月) 15日(火)	ヤオコー高麗川店 2階	午前10時～ 午後4時
2月22日(火) 23日(祝)	こま武蔵台ショッピ ングセンター内	

必要書類(次のうちどれか1つ)

- 個人番号通知カードの下についている「個人番号カード交付通知書兼電子証明書発行申請書」
- 国から送付された個人番号交付申請書(令和3年1月以降に送付されています)
- マイナンバーが分かる資料(個人番号通知カード、個人番号通知書など)

※上記の書類が1つもない場合は、顔写真付き本人確認書類1点(運転免許証、パスポート等)、または顔写真付きでない本人確認ができるもの2点(健康保険証、年金手帳等)をお持ちください。



マイナンバーカード取得までの流れ

申請補助サービス会場へ来場

申請書の記入後、市職員が顔写真を撮影



1か月半ほどで市民課より交付通知書が届く通知(ハガキサイズ)が届いたら、電話で受取日時等を予約



市民課窓口にてマイナンバーカードの受け取り
予約した日時に、市民課で受け取り

※マイナンバーカードの交付窓口は平日の開庁時間に加え、毎週火・木曜日の午後7時まで、毎月第2土曜日(4月除く)、最終日曜日(3月除く)の午前9時から正午まで行っています(完全予約制)。

問い合わせ 市民課市民担当(1階②番窓口)

マイナポイントの予約・申し込み支援窓口をご利用ください

新たなマイナポイント事業(マイナポイント第2弾)が開始されたことに伴い、マイナポイントの予約・申込支援窓口を市役所1階ロビーに設置しています。

※健康保険証の利用申し込みもできます。

※マイナンバーカードを取得していない人は申し込みができません。

マイナポイント第2弾の対象

①マイナンバーカードを新規取得し、キャッシュレス決済を利用し、買い物やチャージを行った人(マイナポイント第1弾をまだ申し込んでいない人も含む)

※①の申し込みには、マイナポイントの対象となるキャッシュレス決済事業者のアプリやカード等が必要です。

②健康保険証としての利用登録を行った人(既に申し込みや利用登録を行った人も含む)

③公金受取口座の登録を行った人

※②、③のポイントの申し込み、付与の開始時期は未定です。

マイナポイントの手続きに必要なもの

マイナンバーカード、マイナンバーカード取得時に設定した「利用者証明用電子証明書」の暗証番号(4桁)

※選択するキャッシュレス決済事業者によっては、事前登録等が必要となる場合があります。事前登録は支援の対象となりませんので、あらかじめ事前登録等を行った上、来庁してください。

※一部、支援窓口で使用できないキャッシュレス決済事業者(楽天ペイ等)がありますので注意してください。

問い合わせ 市民課市民担当(1階②番窓口)